

議案第 39 号

さいたま市文化芸術都市創造基金条例の制定について  
さいたま市文化芸術都市創造基金条例を次のように定める。

平成 23 年 2 月 1 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市文化芸術都市創造基金条例

( 設置 )

第 1 条 さいたま市文化芸術都市創造条例 (平成 23 年さいたま市条例第 号。以下「条例」という。) 第 9 条の規定に基づき、文化芸術に関する活動に対する支援が活発に行われる環境づくりに資するとともに、条例第 4 条に規定する文化芸術都市の創造に関する施策を実施するために必要な財源を積み立てるため、さいたま市文化芸術都市創造基金 (以下「基金」という。) を設置する。

( 積立て )

第 2 条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額で、一般会計歳入歳出予算に計上した額とする。

- (1) 前条の設置目的に基づく寄附金額
- (2) 市の積立金額

( 管理 )

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

( 運用益金の整理 )

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

( 繰替運用 )

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、条例第4条に規定する文化芸術都市の創造に関する施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。